

大和市告示第118号

大和市デジタル版プレミアム付商品券発行事業実施要綱を次のように定める。

令和6年6月28日

大和市長 古谷田 力

## 大和市デジタル版プレミアム付商品券発行事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー、食料品等の物価高騰の影響を受けている市民及び市内事業者を支援することで地域経済の活性化を図るとともに、事業者及び消費者のキャッシュレス決済の普及を促進することを目的として、市内の店舗等で使用できるデジタル版プレミアム付商品券（以下「デジタル版商品券」という。）の発行、販売等の事業実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 取引 有償で行われる物品の販売若しくは貸出し又は役務の提供をいう。
- (2) 特定取引 デジタル版商品券がその代価の弁済の手段として使用される取引をいう。
- (3) 購入対象者 第5条第1項又は第2項の規定による申込み（以下「購入申込み」という。）を行う時点において、市内に住所を有する者をいう。
- (4) 加盟店舗 特定取引を行い、決済をしたデジタル版商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

### (デジタル版商品券の発行等)

第3条 市長は、この要綱に定めるところにより、デジタル版商品券を発行するものとする。

- 2 デジタル版商品券は1口単位で販売するものとし、販売価格は1口当たり5,000円とする。
- 3 デジタル版商品券の使用可能額は、1口当たり7,500円とする。

### (デジタル版商品券の販売及び購入上限数)

第4条 市長は、購入対象者のうち第6条第1項の規定による決定を受けたものにデジタル版商品券を販売するものとする。

- 2 デジタル版商品券の販売は、購入対象者1人につき4口を上限とする。ただし、市長が必要と認めるときは、当該上限を変更することができる。

### (デジタル版商品券の購入申込み)

第5条 デジタル版商品券の購入を希望する購入対象者は、別に定める期限までに、別に定める方

法により市長に対し購入を申し込むものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、前項の規定による申込みを再度受け付けることができる。

(デジタル版商品券の購入当選者の決定等)

第6条 市長は、購入申込みがあったときは、その内容を審査の上、デジタル版商品券を購入することができる購入対象者（以下「購入当選者」という。）を決定する。この場合において、デジタル版商品券の発行総口数を超える口数の申込みがあった場合は、市長は、抽選を実施した上で、購入当選者及び当該購入当選者の購入可能口数を決定するものとする。

2 市長は、購入申込みを行った者に対し、前項の審査に必要な資料の提出を求めることができる。

3 市長は、購入当選者を決定したときは、当該購入当選者に対し、デジタル版商品券の当選通知をするものとする。

(デジタル版商品券の購入等)

第7条 前条第3項の当選通知を受けた購入当選者は、別に定める方法によりデジタル版商品券を購入することができる。

2 市長は、購入当選者が前項の規定によりデジタル版商品券を購入するときは、別に定める方法により、当該購入当選者が本人であることを確認しなければならない。

3 デジタル版商品券の購入可能期間は、別に定めるものとする。

4 購入当選者が、前項の購入可能期間内にデジタル版商品券の購入をしなかったときは、当該デジタル版商品券の購入を辞退したものとみなす。

(デジタル版商品券の使用範囲及び使用可能期間)

第8条 デジタル版商品券は、前条第1項の規定によりデジタル版商品券を購入した者と加盟店舗との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、デジタル版商品券は、次に掲げる物品の購入若しくは借受け又は役務の提供を受けるために使用することはできない。

(1) インターネット販売等実店舗外での決済

(2) 電気、ガス、水道その他の公共料金及び携帯電話、スマートフォンその他通信機器の通信料金

(3) 国税、地方税その他の公租公課及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の使用料

(4) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ

(5) 不動産及び金融商品

(6) ギフト券、ビール券、プリペイドカード等の金券

- (7) 電子マネーへの入金
- (8) 切手、印紙及び日本郵便株式会社が発行する郵便はがき
- (9) 保険医療や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医療用医薬品を含む。）
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において販売若しくは貸出しされる物品又は提供される役務
- (11) 特定の宗教団体若しくは政治団体と関わるもの又は公序良俗に反するもの
- (12) その他本事業の目的及び趣旨から適切でないと市長が判断するもの

3 デジタル版商品券の使用可能期間は、別に定めるものとする。

（加盟店舗の登録等）

第9条 市長は、別に定める方法により加盟店舗を募集し、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者と認めるときは、当該者を加盟店舗として登録するものとする。

- (1) 市内の店舗、営業所又は事業所において取引を行う者
- (2) 本事業の趣旨を理解し、適切に実施することができる者
- (3) 大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等でない者

2 市長は、加盟店舗が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該加盟店舗の登録を取り消すことができる。

- (1) 前項に規定する加盟店舗の要件を満たさないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により前項の規定による登録を受けたとき。
- (3) 次条各号に掲げる遵守事項に反する行為を行ったとき。

（加盟店舗の遵守事項）

第10条 加盟店舗は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引においてデジタル版商品券による決済を拒まないこと。
- (2) デジタル版商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (3) 本事業の実施に関する必要な調査に協力すること。
- (4) この要綱その他本事業に係る市長の定めに従うこと。

（デジタル版商品券の換金）

第11条 市長は、第8条第3項の使用可能期間内に特定取引においてデジタル版商品券が使用された場合は、当該デジタル版商品券が使用された加盟店舗に対し、当該デジタル版商品券の金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の規定による換金の方法は、加盟店舗の預金口座への振込みによるものとし、当該加盟店舗において使用されたデジタル版商品券の金額に相当する額を、別に定める日までに振り込むものとする。

(不正利得による返還等)

第12条 市長は、偽りその他不正な手段によりデジタル版商品券を購入しようとし、又は購入した者があったときは、当該者に対する第6条第1項の規定による決定を取り消し、又は当該者が購入したデジタル版商品券の第3条第3項に規定する使用可能額から当該デジタル版商品券の販売価格を控除した額の返還を求めることができる。

(暴力団等の排除)

第13条 市長は、大和市暴力団排除条例第8条の規定により、この要綱による事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、購入申込みを行った購入対象者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会を行うことができる。

2 市長は、前項の照会により購入申込みを行った購入対象者が暴力団等に該当することが判明したときは、第6条第1項の規定による決定を行わない。

(事業の委託)

第14条 市長は、適切に本事業を実施できると認められる事業者に、本事業の全部又は一部を委託することができる。

(情報通信の技術を利用する方法)

第15条 第5条から第7条まで及び第9条の手続は、大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大和市条例第25号）及び大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年大和市規則第61号）の規定の例により、同条例第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに使用されたデジ

タル版商品券については、第12条の規定は、なおその効力を有する。